明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕
○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（二二）　三
○独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律（二三）　一二
○都市再生特別措置法の一部を改正する法律（二四）　一六
○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（二五）　一六
〔政令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令（一〇七）　八
○独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一〇八）　二六
○独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一〇九）　二六
〔省令〕
○在勤基本手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**外務**六）　二六
○住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（**同**七）　二七
○子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（**同**八）　二七
○独立行政法人日本学術振興会に関する省令の一部を改正する省令（**文部科学**一六）　二八
〔告示〕
○構造改革特別区域計画を認定した件（**内閣府**二二～三八）　二九
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（**同**三九～四五）　二九
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（**同**四六、四七）　三〇
○地域再生計画を認定した件（**同**四八～一四七）　三〇
○地域再生計画の変更を認定した件（**同**一四八～二〇六）　四〇
○所得税法第九条第一項第十三号ニ又はヘに規定する団体又は基金及び交付される金品等を指定する件の一部を改正する件（**財務**一四二）　四四
○航路標識に関する件（**海上保安庁**九七～一〇〇）　四六

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第二二号）（外務省）

1　外務公務員の子女教育手当の支給額及び支給方法を改定することとした。（第一五条の二関係）

2　東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

3　在ジャカルタ日本国総領事館、在マニラ日本国総領事館、在ポートモレスビー日本国総領事館、在リマ日本国総領事館及び在ロンドン日本国総領事館を廃止することとした。（別表第一関係）

4　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとした。（別表第二関係）

5　この法律は、公布の日から施行することとし、また、この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定のうち在勤基本手当の基準額に関する規定は平成二三年四月一日から、子女教育手当の支給額に関する規定はこの法律の施行日の属する月の翌月分以降の子女教育手当の支給について適用し、施行日の属する月分の子女教育手当の支給については、なお従前の例によることとした。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行することとした。

### ◇独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律（法律第二三号）（文部科学省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三〇年法律第一七九号）の準用

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が3に規定する学術研究助成業務として支給する資金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用することとした。（第一七条第二項関係）

2　学術研究助成基金

㈠　振興会は、学術研究の助成に係る業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設け、㈣の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てることとした。（第一八条第一項関係）

㈡　学術研究助成基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学術研究助成基金に充てることとした。（第一八条第二項関係）

㈢　学術研究助成基金の運用について、独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号）第四七条等の規定を準用することとした。（第一八条第三項関係）

㈣　政府は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、学術研究助成基金に充てる資金を補助することができることとした。（第一八条第四項関係）

3　区分経理

振興会は、2の㈠に規定する業務（学術研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。4の㈠において「学術研究助成業務」という。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならないこととした。（第一九条関係）

4　国会への報告等

㈠　振興会は、毎事業年度、学術研究助成業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に文部科学大臣に提出しなければならないこととした。（第二一条第一項関係）

㈡　文部科学大臣は、報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないこととした。（第二一条第二項関係）

5　過料

2の㈢の規定に違反して学術研究助成基金を運用した振興会の役員は、二〇万円以下の過料に処することとした。（第二四条関係）

6　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。